件	名	愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例
主 管	課	健康増進課
根拠法令等		平成 23 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金交付要綱
		ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領

【改正の概要】

子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例交付金により造成した標記基金を活用して行われるワクチン接種緊急促進事業について、国の23年度4次補正予算で、<u>実施期限を23年度末から24年度末までに延長</u>し、必要な経費が追加交付されることとなったため、基金の実施期限を次のとおり延長する。

(改正前) (改正後)

平成 24 年 3 月 31 日 平成 25 年 3 月 31 日

施 行 日 公布の日

【その他参考事項】

基金の残額の処分

基金に残余額があるときは、国に返還する。